

# 所得税・住民税の申告が始まります



申告した内容は、住民税(市・道民税)だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料・介護保険料・各種手当などを計算する上での基礎資料となりますので、忘れずに申告しましょう。☎税務課72-3119

申告期間  
**1/25(木)~3/15(金)**



◀各申告会場(厚田・浜益支所除く)の待ち人数や呼び出し状況をインターネット上(左記)で確認できます。

## 市内の申告日程

受付期間	場所	受付時間	整理券の発券開始時間
1/25(木)~29(月) ※土・日曜除く	市役所1階ロビー(花川北6・1)	9時~11時	8時30分
		13時~16時	11時
1/31(水)~2/2(金)	花川北コミセン(花川北3・2)	9時20分~11時	9時
		13時~16時	11時
2/5(月)	親船会館(親船町60・7)	共通 9時45分~11時 13時~16時	共通 9時15分
2/6(火)	八幡コミセン(八幡2・332)		共通 11時
2/7(水)~9(金)	花川南コミセン(花川南6・5)	9時20分~11時	9時
		13時~16時	11時
2/13(火)~3/15(金) ※土・日・祝日除く	市役所1階ロビー(花川北6・1)	9時~11時	8時30分
		13時~16時	11時

▶受付時間中は随時整理券を発券します

▶1/31(水)~2/9(金)は、令和5年分のみを受け付けです  
担当職員が申告会場へ行っているため、市役所1階ロビーでは受け付けできません

▶2/16(金)~3/15(金)は、厚田・浜益支所でも受け付けます ※土・日・祝日除く

▶令和5年度市・道民税申告を行った方には、市から「案内はがき」を送付していますが、所得税の確定申告をされた方には送付していません。「案内はがき」がなくても申告はできます

▶2月上旬までは大変混雑します。日程に余裕のある方は2月中旬以降にお越しください

ご注意ください!

## 確定申告が必要な方

### ◆給与所得がある方

- ・給与収入で所得税が差し引かれているが、年末調整をしていない方
- ・年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料控除などの控除を追加・変更する方
- ・住宅借入金等特別控除を受ける方(初年度は税務署での申告が必要)
- ・2カ所以上の会社から給与を受けている方
- ・医療費控除を受ける方
- ・給与所得や退職所得以外に20万円を超える所得がある方

### ◆公的年金等の所得がある方

- ・公的年金等の収入合計額が400万円を超える方
- ・公的年金等の収入合計額が400万円以下でも、それ以外の所得(20万円超)がある方  
(所得が20万円を超えない場合でも、源泉徴収された税額の還付を受けるためには確定申告が必要)

### ◆事業所得(営業所得・農業所得)や不動産所得などがある方(税務署での申告が必要)

### ◆寄附(ふるさと納税)をした方

- ・6カ所以上の自治体にふるさと納税をした方
- ・控除の追加により確定申告を行う方(医療費控除などについて確定申告をする場合は、ワンストップ特例制度は利用できなくなるので、ふるさと納税分も合わせた確定申告が必要)

## 申告に必要なもの ※必要書類を全てそろえてお越しください

区分	必要書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>源泉徴収票の原本や個人年金の支払調書など</li> <li>マイナンバーカード(通知カード) ※配偶者(特別)控除、扶養控除、障害者控除の対象の方も、申告書にマイナンバーの記載が必要です</li> <li>利用者識別番号が分かる書類(電子申告を行う方)</li> </ul>
社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意継続健康保険料の領収書</li> <li>国民年金保険料控除証明書</li> <li>石狩市以外の税金・保険料として納めた国民健康保険税(保険料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料がある場合はその領収証または納付額証明書</li> </ul>
小規模企業共済等掛金控除(iDeCoなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模企業共済掛金払込証明書</li> </ul>
生命保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>生命保険料控除証明書(一般用、個人年金用、介護医療用)</li> </ul>
地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震保険料控除証明書</li> <li>平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書</li> </ul>
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</li> <li>障害者控除対象者認定書(介護保険の要介護認定のみでは対象になりませんので高齢者支援課☎72・7017にご相談ください)</li> </ul>
配偶者(特別)控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者の源泉徴収票や個人年金の支払調書など</li> </ul>
医療費控除 ①か②のどちらかを選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費控除の明細書(高額療養費や入院費給付金、出産育児一時金などの補てんされている金額も記入すること)</li> <li>医療費通知(明細書に記載した場合は原本が必要。なお、医療費通知に記載されている内容は、年の途中までの場合があるため、記載されていない分の医療費は、領収書に基づき記入してください) ※領収書は持ってくるだけでなく、必ず事前に明細書を作成(申告額を計算)してきてください。申告会場で明細書を作成する場合は、ご自身での作成をお願いします</li> </ul>
①従来の医療費控除	
②セルフメディケーション税制(医療費特例控除)	<ul style="list-style-type: none"> <li>セルフメディケーション税制の明細書</li> <li>特定健康診査・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診など、一定の取り組みを行った際の領収書または結果通知表</li> </ul>
寄附金控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附した団体などから交付を受けた領収書(寄附金控除証明書)など</li> <li>※医療費控除・住宅借入金等特別控除などのために確定申告や住民税申告を行う場合は、ワンストップ特例制度は利用できなくなるので、ふるさと納税分も合わせた申告が必要です</li> </ul>
住宅借入金等特別控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関が発行する年末残高証明書</li> <li>税務署が交付する住宅借入金等特別控除申告書(住宅借入金等特別控除証明書)</li> <li>※初めてこの控除を受ける方は札幌北税務署で申告してください</li> </ul>
還付金が発生する方	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人名義の振込先口座の分かるもの(預金通帳など)</li> </ul>

## 市民税申告が必要な方 ※確定申告をした方は、市民税申告をする必要はありません

- ◆公的年金等の源泉徴収票に記載された控除内容の変更や控除の追加を行う方  
扶養者・障がい者・社会保険料・生命保険料・医療費などの控除が対象です。
- ◆非課税収入(障害年金・遺族年金・失業給付など)のみで生活している方  
石狩市国民健康保険・介護保険に加入する方、障害者総合支援法の各種福祉サービスを受ける方、市営住宅に入居する方などは収入がなくても市民税申告が必要です。
- ◆事業所得などの所得があるが、所得税はかからない方  
確定申告は不要ですが、市民税申告は必要です。
- ◆公的年金等や給与以外に所得があるが、所得税はかからない方  
確定申告は不要ですが、市民税申告は必要です。

このほか、払い込んだ保険料よりも多い金額の生命保険などの満期返戻金や個人年金の給付金を受け取った方、申告が必要か分からないものがある方は、申告時にご持参ください。